

議案第9号

あきる野市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月15日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が施行されることに伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年あきる野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。